

第5号（質札）

第	号				
		質		札	
質契約の日			年	月	日
貸付金額					円
品目及び数量					
流質期限			年	月	日
		殿			
			営業所の所在地	氏	名
			営業所の名称		

- 備考 1 下部の余白又は裏面に、法第16条第1項（営業所内に掲示すべき事項）に定める掲示事項を記載しておくこと。
- 2 番号は、質物台帳に記載した質物番号を記載すること。
- 3 裏面に、質置主が他人に質物の受戻しを委任する場合に、その旨をこの質札をもつて証することができるようにするために必要な事項を記載しておくことができる。